



平成 30 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤田 恭嗣
(コード番号 3678 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 克征
(電話番号 03-6212-5113)

募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 8 月 17 日付けで発行した第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一部について、下記記載のとおり、譲渡されることにつき、承認することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡の経緯及び理由

当社は、平成 29 年 8 月 17 日付けで、中長期的な当社の企業価値の向上を目的として、当社役職員、子会社役職員及び株式会社 F I B C に対し、有償にて本新株予約権を発行いたしました。

今後の当社グループの企業価値の増大にあたり、当社グループの結束力を強め、貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、新たに当社グループの一員となった当社子会社役員に対して、当社代表取締役藤田恭嗣の資産管理会社である株式会社 F I B C が引き受けた本新株予約権の一部を譲渡予定であり、本件譲渡について承認するものであります。

2. 対象新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲 渡 人：株式会社 F I B C（代表取締役藤田恭嗣の資産管理会社）
- (2) 譲 受 人：当社 100%子会社役員 3 名
- (3) 譲 渡 日：平成 30 年 2 月末日までの譲渡人と譲受人双方が合意した日
- (4) 譲 渡 個 数：当社子会社役員 3 名 180 個（目的となる普通株式の数 18,000 株）
- (5) 譲 渡 価 格：1 個あたり 10,087 円（1 株あたり 100.87 円）

※本新株予約権の譲渡価格は、本新株予約権の発行時（平成 29 年 8 月 17 日）に算定を依頼した第三者機関の評価額を基礎に決定しております。

- (6) そ の 他：対象新株予約権の内容は発行時の内容から変更ありません。

3. 譲渡の対象となる本新株予約権の概要

- (1) 名 称：株式会社メディアドゥ 第 17 回新株予約権
- (2) 発 行 日：平成 29 年 8 月 17 日

- (3) 発行新株予約権数：4,965 個（目的となる普通株式の数 496,500 株）
- (4) 発行 価 格：1 個あたり 10,087 円
- (5) 行 使 価 格：1 株あたり 850 円
- (6) 行 使 期 間：平成 32 年 6 月 1 日から平成 32 年 12 月 30 日
- (7) 行 使 条 件：1. 新株予約権者は、平成 30 年 2 月期、平成 31 年 2 月期及び平成 32 年 2 月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、(ア) 営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額（以下、「参照指数」という）の累計額が 5,850 百万円以上、且つ、(イ) 平成 30 年 2 月期、平成 31 年 2 月期及び平成 32 年 2 月期の各事業年度にかかる参照指数が前期の参照指数を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。（平成 29 年 2 月期の参照指数は、1,700 百万円とする。）なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役にて定めるものとする。
2. 株式会社 F I B C を除く新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ）の取締役、監査役若しくは使用人又は外部協力者（当社または当社関係会社の役員又は従業員の地位を失った後、当社または当社関係会社と継続的な取引関係又は協力関係にある者として当社の取締役会により認められた者をいう。以下同様とする。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者のうち、株式会社 F I B C は、本新株予約権の権利行使時において以下のいずれの条件も充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (ア) 藤田恭嗣氏が当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは使用人又は当社の外部協力者であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合を除く。
- (イ) 株式会社 F I B C が藤田恭嗣氏の資産管理事業を営んでいること。
4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

以 上